

# 十和田市屋内遊戯施設整備業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、十和田市屋内遊戯施設整備業務委託の実施にあたり、民間の豊富な経験と専門性を活用するため、整備業務を受託する事業者選定の手続を定めるものとする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 十和田市屋内遊戯施設整備業務委託
- (2) 業務内容 別紙のとおり（十和田市屋内遊戯施設整備業務委託 仕様書）  
※ 契約時における仕様は、契約候補者の業務提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 業務場所 十和田市稲生町18-33 十和田市市民交流プラザ トワーレ
  - ①親子ふれあいスペース 74.64平方メートル
  - ②プレイルーム 183.71平方メートル
  - ③展示室 97.11平方メートル
- (5) 上限額 191,810,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）  
※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）に該当していないこと。
- (5) 公告日から契約日までの間、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 一般社団法人日本公園施設業協会の東北支部会員で、SP認定を受けている者又はこれと同等以上の者であること。
- (8) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、国・地方公共団体による屋内又は屋外の大規模遊具の整備、保守点検に係る業務双方の実績を有すること。ただし、再委託による実績は含まないものとする。

また、会社合併があった場合は、現在の法人との関連性を証明することができれば、実績と

して扱うこととする。

(9) この実施要領に規定する内容を遵守できること。

#### 4. 参加申込及び参加の辞退

##### (1) 受付期間

令和8年5月13日(水)から令和8年6月5日(金)午後5時まで(必着)

##### (2) 提出方法

プロポーザル参加申込書(様式1)、業務実績書(様式2)、誓約書(様式5)に必要な事項を記入し、電子メールにて提出すること。件名は、「プロポーザル参加申込(事業者名)」とすること。

##### (3) 参加承認

① 本プロポーザルの参加承認の可否は、令和8年6月8日(月)午後5時までに電子メールで通知する。

② 市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和8年6月8日(月)午後5時までに連絡がない場合は、担当部署あてに電話確認すること。

##### (4) 参加辞退

参加者等は、公募型プロポーザル参加辞退届(様式6)の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

#### 5. 現地見学会の開催

現地見学会は、以下のとおり実施する。なお、現地見学会への参加は必須ではない。

##### (1) 現地見学会実施日時

令和8年5月20日(水)午後1時30分から午後3時まで

##### (2) 集合場所

十和田市市民交流プラザ トワーレ エントランスホール

##### (3) 現地見学会参加申込方法

参加を希望する場合は、参加者名、参加人数等を担当部署宛に電子メールにて提出すること。

##### (4) 現地見学会参加申込期限

令和8年5月18日(月)午後5時まで(必着)

※ 参加者数は、会場の都合上、1事業者2名以内とする。

#### 6. 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期間

令和8年5月13日(水)から令和8年5月27日(水)午後5時まで(必着)

##### (2) 提出方法

市ホームページから「質問票(様式7)」をダウンロードし、必要事項を記載の上、担当部署宛に電子メールにて提出すること。送信の際の件名は、「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。なお、電話及び来訪による質問は受付しない。

##### (3) 質問への回答

回答は、正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和8年6月3日（水）午後5時までに、各質問参加者からの質問及びその回答の全てを、市ホームページ上で公開する。

## 7. 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提案件名

「十和田市屋内遊戯施設整備業務」

### (2) 提案内容

仕様書を考慮し、評価基準書の項目について提案すること。また、事業者名及び会社が特定できるような表記（ロゴマーク等）は記載しないこと。

① 企画提案書：整備コンセプト『すべての子どもがつながり、楽しく遊びながら成長できる遊戯空間』を実現させるため、次の視点含めて3つの空間の整備に対する提案とすること。

#### 1) 安心と感覚探求の空間の整備

0歳から3歳児とその保護者が安心して遊びながら、感覚や知的好奇心を刺激できるエリアを設けることで、創造性や発達をサポートする。また、保護者が近くで見守りできるスペースを確保するとともに、すべての子どもが安心して過ごせるインクルーシブな環境に配慮する。

#### 2) 冒険で挑戦心を育む空間の整備

幼児期後半から低学年の子どもたち向けに構築された、身体を動かして挑戦する楽しみが詰まったエリアを設けることで、身体的成長、知的成長、感情的成長を促す遊びを提供し、遊びながら学びがある空間を形成する。

#### 3) 挑戦心や自己表現を深める空間の整備

子ども同士の交流を促進し、コミュニケーション能力や社会性を育むエリアを設けることで、友達と協力して目標を達成したり、好奇心を高める時間を提供する。

※ 3箇所の各部屋の対象年齢や機能等については指定しないが、いずれの部屋においても保護者が近くで見守りができるスペースを確保すること。

② 見積書等：様式は任意とし、消費税抜き価格で記載すること。

1) 内訳書は各費目（設計費、遊具費、施工費、玩具費、備品費、その他経費等）ごとに示すこと。

2) 遊具・玩具の一覧表（耐用年数の他、破損しやすいもの等で更新が必要なものは時期、費用等を明記したもの）を提出すること。

※ 休憩用の椅子・テーブルセット、靴箱等の備品や細かい玩具類の総額は整備する遊具費総額の2割までとする。

### (3) 提出要領

#### ① 提出書類

1) 公募型プロポーザル届出書（様式3）

2) 企画提案書（各部屋の動線や遊具・玩具の配置、遊具の動き等を用いて作成した場合はデータ一式を電子記録媒体に保存したものも提出）

3) 見積書等

4) 業務工程表

5) 業務実施体制調書（様式4）

6) 会社概要 (パンフレット等で可)

② 提出部数

企画提案書は、紙媒体で10部とするが、その他の書類は各2部提出すること。

③ 提出先

十和田市健康こども福祉部こども未来応援課

〒034-0081 十和田市西十三番町4番37号「十和田市保健センター内」

④ 提出期限

令和8年6月12日(金)午後5時まで(必着)

⑤ 提出方法

郵送又は持参(いずれも提出期限必着のこと。)

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

⑥ 提案様式

指定しない。ただし、用紙のサイズはA4サイズ、イメージパース図や配置計画平面図について、A3サイズでの提出の方がわかりやすい場合はA3サイズの利用も可とする。

⑦ その他

提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

8. 企画提案書の内容説明 (プレゼンテーション)

(1) 実施日時

令和8年7月1日(水)午後1時30分から開始予定(詳細は別途通知)

(2) 実施場所

十和田市役所

(3) 企画提案書説明者

業務実施体制調書(様式4)に記載のいずれかの者が行う。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を使用し、提案説明を行う。

当日の参加方法については、オンライン(Zoomを使用)も可とする。説明時間は20分以内とし、その後質疑応答10分以内を行う。

(5) その他

パワーポイント資料や映像資料等の使用については、任意とするが、企画提案書等と同一内容とすること。会場には電源、モニター(テレビ)、HDMIケーブルを用意するが、パソコン等のプレゼンテーションに必要な機材は提案者で用意すること。

9. 審査概要

十和田市子ども・子育て支援会議委員及び市職員で構成される、十和田市屋内遊戯施設整備業務委託公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査を行う。ただし、提案者が5者以上のときは、選定委員会での審査(プレゼンテーション)に先立ち、提案者からの提出書類により、評価基準項目(基本要件、見積内容)について事前審査を行い、あらかじめ上位4者を選定する。選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メール及び文書で通知する。

(1) 審査

提出された企画提案書の説明内容や見積書等を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を契約候補者とする。なお、評価点はそれぞれの評価点の合計とする。

① 契約候補者の選定にあたり、評価点が同点の者が2提案者以上あるときの対応

1) 提案者それぞれの評価点と同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

2) 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。

② 有効な提案者が1者のみのときは、それぞれの評価点が60点以上であり、市が適正な提案と判断する場合は、その者を契約候補者とする。

(2) 委員及び審査の内容について

選定委員会の委員及び審査の内容は、公平・公正な審査を期すため、原則、非開示・非公表とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 上記「3. 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合

② 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合

③ 見積価格が上限額を上回る場合

④ 審査の公平性を害する行為があった場合

⑤ 特別な理由が無く、市が指定するプレゼンテーションへの不参加又は時間に遅れた場合

⑥ その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合

## 10. 審査結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メール及び文書で通知する。また、令和8年7月3日（金）午後5時までに、下記事項について市ホームページ上で公表する。

公表事項

1) 契約候補者名（最優秀者）

2) 次点者名

3) その他必要な事項

※ 透明性の確保を考慮し、掲載事項を決定する。

## 11. 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、契約候補者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。

※ 議決案件となる場合は、令和8年7月下旬に仮契約を締結後、本市議会の議決を得た時（8月下旬を予定）に本契約が成立する。

(2) 契約候補者と契約に至らなかった場合

契約候補者と契約に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。

## 12. その他

- (1) 提出された申請書等の書類は返却しない。
- (2) 本募集に係る書類等の作成及び提出等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 十和田市情報公開条例（平成 17 年条例第 11 号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。

### 13. 担当部署

担当者：十和田市健康子ども福祉部子ども未来応援課 高森・村舘

電 話：0176-51-6717（直通）

住 所：〒034-0081 十和田市西十三番町 4 番 37 号「十和田市保健センター内」

F A X：0176-23-5114

Eメール：kodomocity.towada.lg.jp